

ハッ!として… 疑義照会

1

八王子薬剤センター薬局 下平 秀夫 [SHIMODAIRA Hideo]

はじめに

・最近では医療過誤が大きく問題にされ、頻りに新聞などにとりあげられています。私たち医療に携わる者にとって「ヒヤリ・ハット」という言葉は今や標準語となった感があります。

処方せんをみて、薬歴をみて、患者とお話をして、処方内容に「ハッ」として、疑義照会しようかどうかと考えます。

一方、疑義照会は、薬剤師には薬剤師法第24条で定められ、医師には「保険医療機関及び保険医療養担当規則」第23条で適切に対処することが規定されています。ですから、これは薬局と医療機関の重要な連携といえるかもしれません。

しかし、問い合わせに関して満足できる回答ばかりが得られるわけではありません。感情的なすれ違いが生じて悲しい思いをしてしまうことも、よく経験することではないでしょうか。

連載「ハッ!として…疑義照会」でとりあげようとしている事例は、高度な疑義照会ではありません。1枚の処方せんの中で普通に「あれっ」と感じたり、薬歴を見て「ハッ」と

して処方医に確認した内容をご紹介できればと思います。ですから、医薬品添付文書の内容を中心とした基本的な事項の確認がほとんどです。

現場の薬剤師に「あるある」と共感していただいたり、新人薬剤師のちょっとした参考になればと思います。

薬剤師の責任を明示した判決

2000年9月に「処方せん疑義照会」についてたいへん重要な判決が下されたことをご存知の方は多いことと思います¹⁾2)。

生後4カ月の新生児に常用量の3倍以上が投与されていた処方方を応需した薬剤師が医師へ疑義照会をせず、患者への説明もなく、薬はそのまま患者に渡され、結果として入院する事態となりました。薬剤師は1歳未満の乳児について多めの処方でもそのまま調剤をするように処方医から指示を受けていたとのこと。その薬剤師は処方内容について疑義照会を怠ったとして過失責任を問われました。

気負わずに疑義照会しましょう

毎日の三現場の中で、しっかりとし



た疑義照会ができているのでしょうか? 処方医への配慮もあり、私たちはいつも自問自答しています。しかし、前向きにがんばれば、患者の安全確保やQOLの向上に貢献でき、また医師からも信頼してもらえるようになります。疑義照会の場面でも、昨日より今日、今日より明日と少しずつ充実した業務ができるようになります。

【参考文献】

- 1) 三輪亮寿: 医師と薬剤師の共同者性を問うた判決. メディカル朝日, 30 (11): 21-23, 2001
- 2) 「疑義照会せず」に賠償命令. 日経ドラッグインフォメーション, 47: 1-14, 2001

